

愛媛労働局発表
令和8年8月21日

担当	愛媛労働局 労働基準部 賃金室		
	室長	小玉 知司	
	賃金指導官	高尾 芳樹	
	電話 089 (935) 5205		

愛媛県最低賃金 時間額 1, 0 9 3 円を答申

～ 引上げ額 6 0 円 (引上げ率 5. 8 1 %) ～

令和8年8月21日、愛媛地方最低賃金審議会(会長:森本 明宏)は、愛媛労働局(局長:丹羽 啓達)に対し、愛媛県最低賃金を60円引き上げて、時間額1, 093円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 令和8年7月2日、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会に対し諮問を行った愛媛県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、同審議会は審議の結果、同年8月21日に、現行の最低賃金の時間額1, 033円を60円引き上げ(引上げ率5.81%)で、1, 093円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発効の日は、令和8年11月1日の予定です。

- 2 この「60円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示された目安の金額より4円高い金額で、時給で示す現行方式となった平成14年(2002年)以降で2番目に高い金額となります。

- 3 愛媛労働局では、この答申を踏まえ、本年度の愛媛県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。

1 最低賃金について

(1) 適用

愛媛県最低賃金は、愛媛県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去10年間の改正状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
引上げ額(円)	21	22	25	26	3
引上げ率(%)	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38
時 間 額(円)	717	739	764	790	793

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
引上げ額(円)	28	32	44	59	77
引上げ率(%)	3.53	3.90	5.16	6.58	8.05
時 間 額(円)	821	853	897	956	1,033

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

4 中小企業・小規模事業者への支援について

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上等を支援するため、各種助成金制度を設けています（別添1参照）。

また、愛媛労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様向けのワンストップ相談窓口「愛媛働き方改革推進支援センター」の周知を行い、活用の促進を図ることとしています（別添2参照）。

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

※交付申請期限は、令和8年度愛媛県最低賃金改定日の前日までです。

活用例

事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

お問い合わせ・申請先(愛媛労働局管内)

〈業務改善助成金申請窓口〉愛媛労働局雇用環境・均等室 助成金コーナー(TEL089-918-0011)
松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階

〈キャリアアップ助成金申請窓口〉愛媛労働局職業安定部 助成金センター(TEL089-987-6370)
松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階

〈生産性向上の取組・賃金規定の見直しなど助成金の活用に関する幅広いご相談はこちら〉
愛媛働き方改革推進支援センター(TEL0120-005-262)
松山市大手町2丁目5-7

mail: ehime@workstylereform.net 社会保険労務士等の専門家が取組について御相談に応じます!

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。

☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。

☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)

☒ 残業を減らしたい。

☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。

☒ 就業規則を見直したい。

☒ 36協定の作り方を知りたい。

☒ 働き方の選択肢を増やしたい。

・多様な正社員制度

・選択的週休3日制

・勤務間インターバル制度



※これらは相談の一例です



／ぜひ／

働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7

受付時間 平日 9:00～17:00

TEL 0120-005-262 FAX 089-907-2206

MAIL ehime@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ehime/>

愛媛働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者名)
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望 月 日 時から 第2希望 月 日 時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 (複数選択可)	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上(業務効率化・IT活用) ☐ 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他()		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他() ☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ		

お問い合わせ先

愛媛働き方改革推進支援センター 〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7

TEL: 0120-005-262

MAIL:ehime@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。